⑺　入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法　入札書は、電子入札システムにより提出すること。ただし、紙入札方式の場合は封緘のうえ、商号又は名称並びに住所、あて名及び工事名を記載し郵送（書留郵便に限る。）もしくは託送（書留郵便と同等のものとする。）（以下「郵送等」という。）すること。郵送等については、期日までに送付（必着）すること。

①　電子入札システムによる入札の受付期間は、別表１④のとおり。

②　郵送等による入札の場合は、上記①の受付期間までに上記⑴へ郵送等すること。

③　開札は、中部地方整備局総務部契約課にて別表１⑥に示す期日において行う。

⑻　関連資料の閲覧　入札参加希望者は、提出資料の作成にあたって１に示す工事に関する以下の関連資料の閲覧を受けることが出来る。

・平成24年度　１号伊勢大橋詳細設計業務　成果品　１式
・平成28年度　北勢国道桑名地区詳細設計業務　成果品　１式
・その他関連資料　１式

関連資料の閲覧に係る詳細は入札説明書による。

⑼　入札保証金の納付等に係る書類の提出期間、場所及び方法

①　受付期間：別表１⑦のとおり。

②　提出場所：〒460―8514 愛知県名古屋市中区三の丸二丁目５番１号名古屋合同庁舎第二号館　中部地方整備局総務部契約課契約第一係　電話052―953―8138（直通）

③　提出方法：郵送等（期日までに必着）により提出すること。

５　その他

⑴　手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。

⑵　入札保証金及び契約保証金

①　入札保証金　納付（保管金の取扱店　日本銀行名古屋支店）。ただし、利付国債の提供（取扱官庁　中部地方整備局）又は銀行等の保証（取扱官庁　中部地方整備局）をもって入札保証金の納付に代えることができる。また、入札保証保険契約の締結を行い、又は契約保証の予約を受けた場合は、入札保証金を免除する。

②　契約保証金　納付（保管金の取扱店　日本銀行名古屋支店）。ただし、利付国債の提供（取扱官庁　中部地方整備局）又は金融機関もしくは保証事業会社の保証（取扱官庁　中部地方整備局）をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

⑶　入札の無効　本公告に示した競争参加資格のない者が行った入札、一次選抜者及び上記３⑴①により追加された者以外の者が行った入札、申請書等（ただし、簡易技術資料を除く）・詳細技術資料に虚偽の記載をした者が行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

⑷　落札者の決定方法　落札者の決定は、競争参加資格の確認がなされた者の中で上記３⑵により決定するものとする。

ただし、落札者となるべき者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最も評価値が高い者を落札者とすることがある。

⑸　契約後ＶＥの提案　契約締結後、受注者は、設計図書に定める工事目的物の機能、性能を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等に係る設計図書の変更について、発注者に提案することができる。提案が適正と認められた場合には、設計図書を変更し、必要があると認められた場合には請負代金額の変更を行うものとする。ただし、３⑴⑥２）㈠の評価項目に関する内容は対象としない。

⑹　配置予定技術者の確認　落札者決定後、ＣＯＲＩＮＳ等により配置予定の監理技術者等の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。

なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合の他は、申請書等の差し替えは認められない。

⑺　調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、専任の監理技術者の配置が義務づけられている工事において、監理技術者とは別に監理技術者と同一の資格（工事経験を除く。）を満たす技術者を、専任で配置することとする。

⑻　契約書作成　本工事は、契約手続きにかかる書類の授受を電子契約システムで行う対象工事である。なお、電子契約システムによりがたい場合は、発注者の承諾を得て紙契約方式に代えるものとする。

⑼　当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負相手方との随意契約により締結する予定の有無　無。

⑽　関連情報を入手するための照会窓口　上記４⑴に同じ。

⑾　一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加

①　単体有資格業者として参加する場合　上記２⑵に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も上記４⑶により申請書等を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時において、当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。

当該一般競争参加資格の認定に係る申請は、「競争参加者の資格に関する公示」（令和４年10月３日付け国土交通省大臣官房会計課長、国土交通省大臣官房官庁営繕部管理課長公示）別記に掲げる当該者（当該者が経常建設共同企業体及び特定建設工事共同企業体である場合においては、その代表者。）の本店所在地（日本国内に本店がない場合においては、日本国内の主たる営業所の所在地。以下同じ。）の区分に応じ、同別記に定める提出場所において、随時受け付ける。また、当該者が申請書等を提出したときに限り、中部地方整備局総務部契約課（〒460―8514 愛知県名古屋市中区三の丸二丁目５番１号名古屋合同庁舎第二号館　電話052―953―8138）においても当該一般競争参加資格の認定に係る申請を受け付ける。

②　特定建設工事共同企業体として参加する場合　上記２⑵に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者を構成員に含む特定建設工事共同企業体も上記４⑶により申請書等を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時において、当該構成員が当該資格の認定を受け、かつ、特定建設工事共同企業体としての資格の認定を受けていなければならない。

⑿　申請書等・詳細技術資料の内容のヒアリング　申請書等・詳細技術資料の内容についてのヒアリングは原則として行わない。なお、ヒアリング実施の必要が生じた場合は別途通知する。

⒀　施工体制確認のヒアリング　入札の内容に対し、原則として施工体制確認を行うためのヒアリングを実施するとともに、ヒアリングに際して追加資料の提出を求めることがある。

なお、予定価格の範囲内の価格で申込みをした入札参加者のうち、技術提案書等、入札書、工事費内訳書及び工事施工内容確認資料の内容により、施工内容の実現確実性の向上に対し、十分に確認が出来ると認められる場合は、ヒアリングを実施しない場合がある。

⒁　申請書等・詳細技術資料の留意事項　競争参加資格の審査において、申請書等・詳細技術資料の提出がない場合又は他の入札参加者と本件工事について相談等を行い作成されたと認められる場合など申請書等・詳細技術資料の記載内容が適正でない場合は競争参加資格を認めない。なお、申請書等に対する詳細技術資料の取扱いについては以下のとおりとし、④の場合については、競争参加資格を認めない。

ａ・・・申請書等に関わる「簡易技術資料」による評価点
ｂ・・・「詳細技術資料」において、発注者が確認した評価点

・競争参加資格有りとなる場合
①　ａ＜ｂ
②　ａ＝ｂ
③　ａ＞ｂ（※ｂで確認した評価点が一次審査時の上位10番目の評価点を下回らない場合）

・競争参加資格無しとなる場合
④　ａ＞ｂ（※ｂで確認した評価点が一次審査時の上位10番目の評価点を下回る場合）